

公示番号	内 共 第 9 号														
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="402 365 1501 508"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 365 708 418">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 365 967 418">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="967 365 1501 418">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 418 708 463">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 418 967 463">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="967 418 1257 463">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 418 1501 463">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 463 708 508"></td> <td data-bbox="708 463 967 508">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="967 463 1257 508">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 463 1501 508">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第64号・アの直線から上流の御坊谷川の本流及び支流の区域 基点第64号 白山市鶉ヶ谷レ部32番地（御坊谷川とコロ谷川合流点の御坊谷川左岸）に設置した標柱 ア 基点第64号から79度00分の線と対岸との交差点</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）														